

セミナー受講規約

第1条(本規約の目的)

このセミナー受講規約(以下「本規約」という)は、点滴療法研究会(英名: The Japanese College of Intravenous Therapy, 略称: JCIT)(以下「当会」という)が提供するセミナーおよび講習会(以下「本講座」という)の参加者に、遵守していただく規則です。

第2条(当会が提供する本講座の内容)

- (1) 当会は、本講座の参加者(以下「受講者」という)に対し、当会所定の講座内容に基づいて、本講座の講義を行うものとします。
- (2) 受講者は、本講座に含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法その他の情報、本講座において提供される教材、書籍およびその他一切の著作物、ならびに、本講座で使用される一切の名称および標章(以下「講義内容」という)についてのノウハウ、著作権及び商標権その他一切の権利が当会に帰属することを確認し、これらの権利を侵害する行為をしないことを予め約束するものとします。
- (3) 受講者は、講義内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、いかなる方法においても、受講者個人の私的利用の範囲外で使用したり、第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。
- (4) 講義・実習内容を撮影、録音することは、許可しないものとします。

第3条(本規約の遵守)

本講座の参加希望者(以下「受講希望者」という)および受講者は、本規約の内容および細則の内容(改正されたときは改正後の内容)を遵守することを、予め約束するものとします。

第4条(本講座の受講申込み)

- (1) 本講座の受講希望者は、当会所定の受講申込書その他の書面に正確な氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス・その他の事項(以下「登録情報」という)を記載して提供し、当会所定の受講費振込等の手続を指定期限までに完了してください。
- (2) 受講希望者は、本規約所定の必要書類の提出および当会所定の受講費全額の入金が確認されたときに、受講者の資格を取得し、本講座の受講契約が成立するものとします。
- (3) 本講座の受講費は返金いたしません。受講希望者が受講申込みをキャンセルした場合、受講者が本講座を受講できない場合(欠席・遅刻・途中退席を含む)、本講座が中断された場合も同様とします。

また、自然災害、戦争、テロ、事件、事故、ストライキなど、理由の如何を問わず、交通機関のみだれ、停止などにより出席ができない場合も同様とします。

第5条(登録情報の使用)

- (1) 受講者の登録情報その他の個人情報の取り扱いは、当会のプライバシーポリシーに従って行うものとします。
- (2) 受講者の登録情報その他の個人情報は、本講座スタッフが共有し、本講座の運営や今後の教育事業のために使用するものとします。
- (3) ご登録いただいた電話番号は、受講者の本人確認手段として使用します。
- (4) ご登録いただいた連絡先に、当会よりセミナー、書籍等情報のご案内などをお送りすることがあります。
- (5) 本講座開催中に撮影した映像、写真は、当会の広報資料、報告資料として使用することがあります。

第6条(通知の方法)

- (1) 当会から受講者に対する通知、受講者から当会に対する通知は、いずれも原則として、当会のウェブサイト掲示、電子メール（登録情報の電子メールアドレス使用）、または郵送その他の方法で行うものとします。
- (2) 前項の通知は、発信のとき（当会のウェブサイトにアップロードされたとき・電子メール発信のとき・郵便発送時）に効力が発生するものとします。但し、電子メール不着の場合は、当会のウェブサイト掲示または郵送の方法で代替するものとします。

第7条(本講座の開催の中止)

- (1) 当会は、やむを得ない事情が発生した場合は、本講座の開催運営を中止・中断できるものとします。
- (2) 当会は、本講座の開催運営を中止するときは、当会のウェブサイト掲示する方法で公表するとともに、電子メールで受講者に通知するものとします。
この場合は、受講希望者および受講者に対し、受領済みの受講費相当額を支払うものとし、中止の公表後14日以内に送金いたします。
この場合、当会の責任は、受領済みの受講費相当額を支払に限るものとし、受講希望者および受講者に対し、その他一切の責任を負わないこととします。
- (3) 当会は、本講座を開催中に中断した場合、受講料の返金はしません。

第8条(当会の責任)

- (1) 本講座は、受講者が講義内容を習得することを保証するものではありません。
- (2) 当会が受講者に対し不法行為責任を負う場合は、当会の損害賠償金支払義務は当該受講者から受領した受講費相当額に限定されるものとし、これを超える支払義務は発生しないものとします。
- (3) 当会は、本講座終了後、開催場所で受講者の残置物品を発見したときは、当会で1週間保管した後、警察署に遺失物届出手続をします。但し、廃棄品その他の無価値物品と判断される物品など、遺失物法の適用対象外のものは、速やかに任意処分するものとします。

第9条(受講者の責任)

- (1) 受講者には、本講座の進行に協力すること、他の受講者との論争トラブルなど、本講座の進行を妨げる言動はしないことを、予め約束するものとします。
- (2) 受講者は、自らの登録情報について変更が生じたときは、速やかに当会に通知して、変更および変更内容の正確な情報を提供してください。
- (3) 受講者は、他の受講者または第三者とのトラブルが生じたときは、自己責任で適正に解決するようにしてください。当会は関与いたしません。
- (4) 受講者が本講座に関連して当会に損害を負わせた場合は、受講者自らの負担において当会に対し損害を賠償することを、予め約束するものとします。

第10条(受講者資格の制限および取消)

- (1) 当会は、受講者が以下の(a)から(e)までの事由の1つに該当すると判断したときは、当該受講者に対し、本講座から退席することを命じたり、一定の時期まで本講座への出席を禁止する旨を通知し、受講者資格を制限することがあります。
 - (a) 他の受講者に感染を及ぼす危険のある疾病(感染症)に罹患した場合
 - (b) 本講座開催施設の規約に違反した場合
 - (c) 本規約に違反した場合
 - (d) 特定の宗教への勧誘活動、特定の政党や学会における選挙活動、営利活動、またはその準備を目的とした行為、その他当会が別途禁止する行為を行った場合
 - (e) 受講者の言動が本講座の進行の妨げになる場合
- (2) 当会は、受講者が以下の(a)から(c)までの1事由に該当するときは、本講座の受講契約を解除する旨を通知し、当該受講者の受講者資格を将来に向かって取り消すことができるものとします。
 - (a) 受講者提供の登録情報について、虚偽が疑われる内容があると判明した場合
 - (b) 受講者の登録情報の変更について情報提供の協力がなく、当該受講者の登録情報の正確性に重大な疑義が生じた場合
 - (c) その他、当会において受講者として不適切と判断された場合
- (3) 上記(1)(2)いずれの場合においても、受講費は返金いたしません。

第11条(本規約の改正)

- (1) 当会は、必要に応じて本規約を改正することがあります。
- (2) 本規約を改正するときは、当会のウェブサイト上に、改正の事実および改正の内容を掲示する方法で公表するものとし、その公表のときに改正後の本規約の効力が発生するものとします。
- (3) 本規約を改正したときは、本講座会場の掲示、電子メールその他の方法で、受講者の周知を図るものとします。

第12条(本規約の細則)

- (1) 当会は、必要に応じて、本規約の細則を制定するものとします。
- (2) 本規約の細則を制定するときは、当会のウェブサイト上に、細則制定の事実および細則の内容を掲示する方法で公表するものとし、その公表のときに本規約の細則の効力が発生するものとします。本規約の細則を改正するときも同様とします。

第 13 条(裁判管轄)

本規約または本講座に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 14 条(本規約の準用)

本規約は、有限会社メディカルリサーチ 21 が運営する点滴療法研究会マスターズクラブ(「当会」という)の活動「セミナーおよび講習会」(「本講座」という)について準用するものとします。

付則 本規約は 2018 年 10 月 24 日より実施するものとします。

以上